

発行/三原市人権推進課
編集/三原市大和人権文化センター
所在地/三原市大和町下徳良107番地1
電話/0847-33-1308
FAX/0847-33-1308

三原市大和人権文化センターだより

人権週間記念講演会のお知らせ

にちじ : 12月7日(土) 10:00~11:30

ところ : 三原市大和人権文化センター 2階集会室

内容 : 「まちづくりと人権課題」

講師 : 部落解放同盟広島県連合会副委員長 中村 修司さん

定員 : 30人 申し込み不要 入場無料



三原市人権文化センター 文化祭のお知らせ

～ 人権について学び、交流しよう ～

にちじ : 11月17日(日) 10:00~14:00

文化祭
市ホームページ



ところ : 三原市人権文化センター(長谷一丁目6番1号)

内容 : ステージ:吹奏楽・演武・合唱・ダンス

展示 : 絵手紙・書道・生け花・パソコン教室の作品・人権パネル・平和パネル

沼北小学校・沼田小学校児童の絵画・書道、長谷保育所園児の作品



バザー : ワッフル、フランクフルト、コーヒー、みそ田楽、お好み焼き、うどん

生花、コンブ、ひじき、リサイクル用品等

「登録型本人通知制度」へ登録をしましょう。 あなたの情報は大丈夫？

この制度は、三原市に戸籍や住民票の不正取得の抑止と個人の権利の侵害を防止することを目的として、本人以外の第三者に証明書を交付した場合に事前に登録した人に対して交付した事実をお知らせする制度です。

戸籍や住民票などが代理人や第三者に交付された事実を本人が知ることができ、不正請求および不正取得に対する抑止効果が期待されます。また、三原市がこの制度を導入していることが周知されることで「職務上請求書」の偽造や身元調査などの未然防止にもつながります。(代理人または第三者から事前登録者に係る戸籍謄本などの交付請求があった場合に、交付を拒否し、交付の可否について登録した人に確認する制度ではありません)

登録受付窓口は、市民課及び大和支所、久井支所、本郷支所の各地域振興課です。

制度の詳細については、市役所市民課戸籍係(電話:0848-67-6175)へお問い合わせください。



市HP 二次元コード

大和地域センターくらしの相談開設 のお知らせ

- にちじ 11月22日(金) 9:00~12:00
 - ところ 大和人権文化センター 会議室
- 相談内容 くらしの相談
相談員2名で対応します。
今回は、12月20日(金)の予定
電話による相談も受け付けています
大和人権文化センター(0847-33-1308)

人権相談

- 人権侵害や差別などでお悩みの方は、人権相談員にご相談ください。
相談は無料で秘密は守られますので、気軽にご相談してください。
- とき 10:00~16:00(土・日・祝日は除く)
 - ところ 三原市大和人権文化センター
 - 電話 0847-33-1308

人権のひろば



「私らしく暮らせるみはらプラン」～個性と能力が発揮できる社会をめざして～
(第4次三原市男女共同参画プラン) 令和4(2022)年3月施行について紹介していきます。

【第5回】

市 HP2次元コード



「社会情勢」計画策定にあたって背景にある社会情勢について紹介します。

① 少子高齢化、人口減少社会の本格化

労働力人口の不足や地域におけるコミュニティの維持が困難になることが予想されています。こうした中で、性別に関わらず誰もが個性や能力を十分に発揮し、職場・地域で活躍することで社会全体の活力の向上につながることが期待されています。



② 女性活躍の推進や働き方改革

一般事業主行動計画策定義務が101人以上の事業所に拡大され、また、時間外労働の上限規制が中小企業にも適用されるようになるなど、女性の活躍の領域を中小企業に拡大していくための法整備が進んでいます。この法改正を職場で具現化していく必要があります。



③ 平均寿命の延伸と人生100年時代の到来

人生100年時代においては、若いときから仕事と生活の調和を図り息の長い現役生活を送っていくことが求められます。また、平均寿命の延伸により、親や配偶者の介護の担い手となることが予想され、男女ともに家事・育児・介護等に主体的に関わる必要があります。

その他、④デジタル技術を活用したDX※の進展⑤新型コロナウイルス感染症の流行により悪化する女性への影響⑥防災分野への参画拡大⑦性の多様性への理解があげられています。

※DX デジタル技術を活用して、仕事、暮らし、地域等においてモデル、組織、文化などのあり方に変革を起こすこと。

★きょうは何の日？ 11月 人権カレンダー



11月20日 世界子どもの日

1954年に世界の子どもたちの相互理解と福祉の向上を目的として、国連によって制定され、毎年子どもの権利の認識向上と子どもの福祉の向上に向けて子どもたちが主体となった催しが行われています。また、1989年11月20日には、「子どもの権利条約」が国連総会で採択されました。条約では、生きる権利や成長する権利、暴力から守られる権利、教育を受ける権利、遊ぶ権利など世界のどこで生まれても子どもたちが持っているさまざまな権利が定められました。私たちは、この条約の理念を社会の中で活かすよう取り組みを進めていく必要があります。